

平成22年度電子・情報技術関連税制に関する主要要望

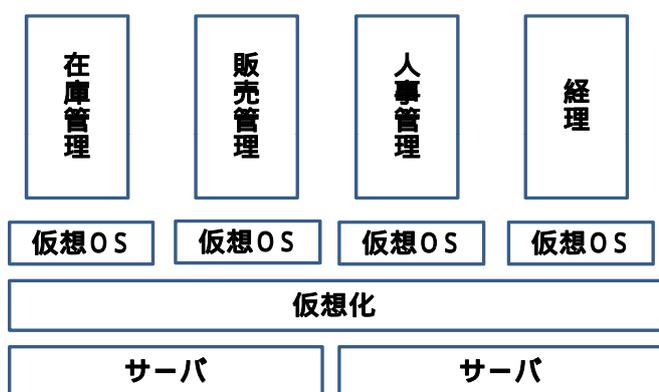
社団法人 電子情報技術産業協会
会長 大坪 文雄

1. 情報基盤強化税制の拡充・延長

我が国の情報基盤を強化し、国際競争力を強化するために、IT資産の効率化、グリーン化、信頼性の向上を図り、本税制の拡充と延長を要望。

効率化

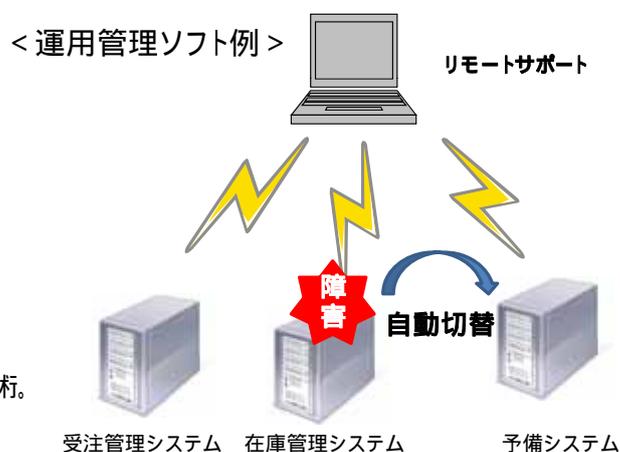
仮想化技術により、IT資産の効率化



仮想化技術: サーバ等を物理的構成に拠らず柔軟に統合する技術。
複数のサーバを1台のサーバのように統合したり、
1台のサーバで複数のサーバのように動かすこと等。

信頼性向上

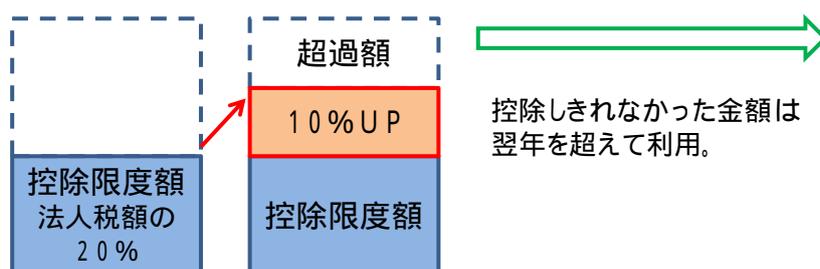
二重化システム、運用管理ソフトにより信頼性を向上



2. 研究開発促進税制の拡充・延長

試験研究費の増加型又は高水準型に係る税額控除制度の拡充・延長
平成22年3月末で適用期限を迎えるため拡充・延長を要望。
(税額控除額について、法人税額の10%を上乗せする措置)

平成21年度、22年度に限り、控除上限を法人税額の30%とする措置の
恒久化と、繰越期間の延長。



3. 連結納税制度の見直し

グループ各社の損益を合算して法人税を課すもので、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となる制度ではあるが、次の見直しを要望。〔連結納税導入企業：日本7%、米国53%（課税所得ベース）〕

連結グループ内法人間の寄附金の損金不算入の改善

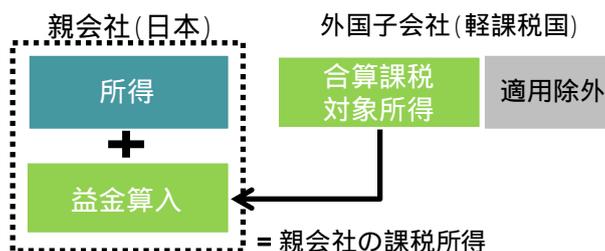
連結会社間で寄附金を受け取った側は益金として計上するが、渡した会社は損金として認められないことによる二重課税の解消。

子会社欠損金の持込制限の見直し

連結納税制度の導入を躊躇する重要な要因の一つとなる子会社の繰越欠損金を持ち込めるよう要望。

4. タックスヘイブン税制の見直し

租税回避行為を防止するため、基本法人税率25%以下の国にある子会社の所得に対して、我が国の所得に合算して課税を行うもの。



軽課税率判定基準を25%から20%未満に引き下げ

各国の法人税率引き下げにより、中国(25%)、マレーシア(25%)、韓国(24.2%)までもが軽課税国とされる虞がある。

適用除外基準の見直し

外国子会社が独立企業として正常な事業活動を行っているなど一定の条件を満たせば対象外となる。現在の適用除外基準を外国子会社の経済実態を反映した運用となるように見直すべき。

5. 法人実効税率の引き下げ

欧州、アジア諸国とのイコールフットイングを確保し、企業の国際競争力の強化を図るためには、法人実効税率の引き下げは必須。

〔各国の法人実効税率〕

日本：40.69%、仏：33.33%、独：29.83%、中国：25%、韓国：24.2%